

# 鎌倉市小規模修繕契約希望者登録要領

(平成15年12月1日市長決裁)

(平成20年1月21日改正市長決裁)

(平成27年1月8日改正市長決裁)

(平成27年8月24日改正市長決裁)

## 1 趣旨

この要領は、鎌倉市が発注する小規模な修繕について、市内の事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図るため、鎌倉市小規模修繕契約希望者登録制度（以下「小規模修繕登録制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## 2 登録できる者

小規模修繕登録制度に基づき登録できる者は、市内に主たる事業所を置く事業者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 鎌倉市入札参加資格登録を受けている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 本市の市税を滞納している者
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当する者

## 3 登録の方法

- (1) 小規模修繕登録制度の登録をしようとする者は、鎌倉市小規模修繕契約希望者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。
  - ア 営業の免許証、許可証その他これらに類する書類の写し
  - イ 誓約書兼同意書（第1号様式の2）
  - ウ 法人にあっては役員名簿（第1号様式の3）
- (2) 市長は前号の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、申請をした事業者を鎌倉市小規模修繕希望者登録名簿（第2号様式。以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。
- (3) 前号により登録された者は登録の内容に変更があったとき、第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は当該登録を廃止しようとするときは、鎌倉市小規模修繕契約希望者登録変更等届出書（第3号様式）に必要な書類を添付して速やかに届け出なければならない。
- (4) 小規模修繕登録制度の登録、登録内容の変更及び登録の廃止（以下「登録等」という。）は、第5項の登録名簿の公開により登録等の申請又は届出をした者に通知されたものとみなす。
- (5) 市長は審査の結果、登録を不相当と認めたときは、申請した事業者に鎌倉市小規模修繕契約希望者登録不認定通知書（第4号様式）により通知する。

## 4 登録等の始期

登録等の始期は、登録等の申請又は届出が相当であると認めた日の属する月の翌月の1日とする。

## 5 登録名簿の公開

登録名簿は、各課に公開するとともに、閲覧により一般にも公開する。

## 6 各課の責務

各課は、小規模修繕の事業者選定に際して、積極的に登録名簿に登録された事業者（以下「登録者」という。）に対し見積もり参加機会を与えるように努めるものとする。なお、選定においては、入札参加資格認定を受けた事業者の選定を否定するものではない。

## 7 対象となる契約

小規模修繕登録制度を利用した業者選定の対象となる契約は、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第35条第1項第6号の金額を超えない修繕のうち、内容が軽易で、かつ、履行の確保が確実であると認められるものとする。

## 8 運用

この登録に際し、第2項各号に掲げるものを除き、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査であるので、業者選定に際しては各課で必要な確認に努めること。

## 9 契約保証金

登録者との契約締結に際しては、鎌倉市契約規則第5条に規定する契約保証金の納付を免除する。

## 10 現況届

(1) 本制度に登録した者は、市が5年毎に実施する現況届受付の期限までに市長に対して、現況届書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

ア 誓約書兼同意書（第1号様式の2）

イ 法人にあっては役員名簿（第1号様式の3）

(2) 市長は、提出された現況届書（第5号様式）を確認し、第2項各号のいずれかに該当すると認める場合はその登録を廃止し、登録者に対して、鎌倉市小規模修繕契約希望者登録不認定通知書（第4号様式）により通知する。

(3) 市長は、第1号の現況届書（第5号様式）が期限までに提出されない場合、第2項各号のいずれかに該当したもの又は当該登録を廃止する届出がだされたものとみなして、当該登録を廃止する。

## 11 その他の事項

この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、登録の受付については、同年2月10日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2 施行日から平成20年2月29日までの間にされた改正後の第3項第1号の規定による申請又は第3項第3号の規定による届出は、平成20年3月3日にされたものとみなす。

3 施行日の前日において改正前の鎌倉市小規模修繕契約希望者登録要領の規定により鎌倉市小規模修繕希望者登録名簿に登録されている者は、施行日において改正後の第3項第2号の規定の適用を受けているものとみなす。

付 則

この要領は、平成27年1月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年8月24日から施行する。

(第1号様式)

## 鎌倉市小規模修繕契約希望者登録申請書

平成 年 月 日

鎌倉市長 宛

申請者

印

鎌倉市が発注する小規模修繕契約について、登録を申請します。

ふりがな	
商号又は名称	
ふりがな	
代表者職・氏名 (生年月日・性別)	印 ( 大・昭・平 年 月 日生 男・女 )
事業所の所在地	〒 鎌倉市
代表者の住所	〒 鎌倉市
電話番号	
FAX番号	
e-mail	

希望業種(5業種以内)

番号	登録希望業種(簡潔に記載してください)	許可、免許等を有する場合、その種類名称等
1		
2		
3		
4		
5		

※ 印鑑は、見積書や契約書等に使用するものを押印してください。

法人の場合は代表者印を使用してください。

個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすいものや、三文判以外の印鑑を使用してください。

※ 誓約書兼同意書を必ず提出してください。

法人の場合は別に役員名簿を提出してください。

※ 修繕希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、それらの名称等を記入し、許可証・免許証等の写しを添付してください。

## 誓約書兼同意書

平成 年 月 日

鎌倉市長 宛

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

私（法人の場合その役員）は、次の1から5までのいずれにも該当しないことを誓約します。また、1から5までのいずれにも該当しないことを確認するため、私（法人の場合はその役員）の住所、氏名、生年月日、性別を神奈川県警察本部その他関係機関に照会することについて同意します。

- 1 成年被後見人、被保佐人、被補助者又は破産者であること
- 2 鎌倉市入札参加資格登録をうけていること
- 3 希望業種を履行するために必要な資格、許可を有していないこと
- 4 鎌倉市の市税を滞納していること
- 5 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号、及び第5号に該当すること





(第3号様式)

鎌倉市小規模修繕契約希望者登録変更等届出書

平成 年 月 日

鎌倉市長 宛

届出者

印

鎌倉市小規模修繕契約希望者登録内容に変更があったので、届出ます。

変更項目	変更前	変更後	チェック
ふりがな			
商号又は名称			
ふりがな			
代表者職・氏名 (生年月日・性別)	(大・昭・平 年 月 日生 男・女)	(大・昭・平 年 月 日生 男・女)	
事業所の所在地	〒	〒	
	鎌倉市	鎌倉市	
代表者の住所	〒	〒	
	鎌倉市	鎌倉市	
電話番号			
FAX番号			
e-mail			
登録業種 1			
登録業種 2			
登録業種 3			
登録業種 4			
登録業種 5			
登録廃止			

- ※ 登録変更の該当チェック欄に「○印」でチェックし、変更前と変更後を記載してください。
- ※ 登録を廃止する場合、変更後の欄に理由(廃業した、入札参加資格登録をした、など)を記入してください。
- ※ 代表者又は役員が変更した場合は、誓約書兼同意書及び役員名簿を必ず添付してください。



(第4号様式)

鎌倉市小規模修繕契約希望者登録不認定通知書

平成 年 月 日

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者役職・氏名) 様

鎌倉市長

先に申請のありました、鎌倉市小規模修繕契約希望者登録について  
審査の結果、不認定となりましたので通知いたします。

不認定理由

鎌倉市小規模修繕契約希望者登録要領第2項第○号に該当しているため

(第5号様式)

鎌倉市小規模修繕契約希望者登録現況届書

平成 年 月 日

鎌倉市長 宛

届出者

印

現況について次のとおり届出します。

ふりがな	
商号又は名称	
ふりがな	
代表者職・氏名 (生年月日・性別)	印 ( 大・昭・平 年 月 日 生 男・女 )
事業所の所在地	〒 鎌倉市
代表者の住所	〒 鎌倉市
電話番号	
FAX番号	
e-mail	

希望業種(5業種以内)

番号	登録希望業種(簡潔に記載してください)	許可、免許等を有する場合、その種類名称等
1		
2		
3		
4		
5		

※ 印鑑は、見積書や契約書等に使用するものを押印してください。

法人の場合は代表者印を使用してください。

個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすいものや、三文判以外の印鑑を使用してください。

※ 誓約書兼同意書を必ず提出してください。

法人の場合は別に役員名簿を提出してください。

※ 修繕希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、それらの名称等を記入し、許可証・免許証等の写しを添付してください。